

10 月は、「里親月間」です！

「里親」とは、児童福祉法にもとづいて、家族と一緒に生活することが難しい子どもを家庭に迎えて、あたたかい雰囲気の中で、豊かな愛情をもって育ててくださる方のことです。

日本には、現在約4万5千人の子どもたちが、それぞれの事情で親と離れて暮らしています。このような子どもたちを家庭の一員として自分の家庭に迎え入れ、心身ともに健全に育ててくださる方を「里親」と呼びます。

一時里親について

岡山県では、夏休み、冬休み、週末などに、児童養護施設などで生活している子どもたちを家庭で2泊3日程度養育していただく「一時里親」事業を行っています。また、一時保護された子どもを短期間（数日間～数週間）養育していただくこともあります。



里親の意義

子どもたちは、

- ・自分の存在を受け入れられている安心感、自己肯定感を育むことができます。
- ・そして、様々な人と信頼関係を築いていく力を身につけることができます。
- ・家庭生活を体験することで、将来家庭生活を築く上でのモデルとすることができます。
- ・家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、豊かな生活経験を通じて、生活技術を獲得することができます。



「里親」のことをもっと知りたい方は、

○岡山県倉敷児童相談所 子ども養護課

TEL 086-421-0991

Fax 086-421-0990

○里庄町健康福祉課 0865-64-7211

にご連絡ください！



「里親」さんを必要としている子どもたちのために、

あなたにできることが、きっとあります！ まずはご相談ください！

